

- イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札保証金免除申請書の提出期間及び提出場所
- ア 提出期間
平成16年10月13日(水)から平成16年10月20日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 提出場所
3に記載のとおり
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成16年10月26日(火)午後2時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館6階601会議室
- (5) 入札書の提出方法
4の(4)記載の入札場所に持参するものとする。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき

(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県監査委員公告第14号

平成16年4月20日から平成16年6月2日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年10月13日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
 同 山 本 豊 孝
 同 荒 木 詔 之
 同 船 田 直 大

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部自動車税事務所	平成16年 6月 2日	平成16年 7月 9日
(報告公表事項)		
単年度契約がなされた庁舎警備業務委託において、債務負担行為に基づく変更契約を行う際、予定価格が算定されていない。なお、今後の契約に当たっては、競争入札を行うこと。		
(改善措置)		
今後の契約に当たっては、予定価格を適正に算定するとともに、競争入札を導入することとする。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部福祉総合相談所	平成16年 5月18日	平成16年 7月 9日
(報告公表事項)		
児童保護費負担金等の未収金（平成15年度末現在50,530,815円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
未収金の解消については、平成14年度より福祉総合相談所内に担当チームを設け、児童相談課及び総務課職員で集中的な催告を行っている。これにより、平成14年度の収入率は84.8%となっており、九州各県・政令市の中で最高となっている。（二位の佐賀県が75.9%）。また、平成15年度においては、収入率は85.1%と向上している。		
しかしながら、昨今の経済情勢により、生活困窮等で支払いができない世帯は依然として多いため、今後も粘り強く未収金の解消を図って参りたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
農政部熊本農政事務所	平成16年 5月26日	平成16年 7月 9日
(報告公表事項) 農業改良資金貸付金の未収金（平成15年度末現在 1,460,000円）について、その解消に努めること。		
(改善措置) 本人及び連帯債務者に対して、文書、電話、面接による督促を行いました。 その結果、本年4月に連帯債務者から分割による償還誓約書が提出され、5月末及び6月末に一部償還がなされております。 今後とも、誓約書による償還がなされるよう指導を行うなど、未収金の解消に努めて参ります。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
林務水産部漁政課、漁業取締事務所	平成16年 5月13日	平成16年 7月 9日
(報告公表事項) 漁業取締船あまくさの事故に伴う修繕費の支払い及び漁船保険保険金の受け入れが、地方自治法に基づいた処理となっていない。		
(改善措置) 事故後、早急に修繕し取締りを再開する必要があったため、関係課とも打合せのうえ、当時の処理を行ったものである。 今後、このような修繕が必要な場合、関係課とも協議し、補正・流用・予備費等最も適した予算を措置したうえで処理していきたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部三角港管理事務所	平成16年 4月22日	平成16年 7月 9日
(報告公表事項) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、老朽化した建造物が残されている。危険な状態であるので、引き続き関係機関と連携し、今後の処理方針について検討すること。		
(改善措置) 建造物の処理については、今後も港湾事業者等に対し呼びかけを行い、施設引受者の探索に努めるとともに、関係者への清算人就任依頼を行う。 また、建造物は古いもので築後29年を経過し老朽化も進んでいるため、今後、行政代執行も踏まえた検討を行う。 なお、危険箇所については、当面の措置として防護策、安全ネットの設置を行った。		

熊本県障害者施策推進協議会公告第1号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年10月13日

熊本県障害者施策推進協議会
会 長 宮 崎 俊 策

- 1 開催日時
平成16年10月26日（火）
午前10時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) くまもと障害者プランの進捗状況等について
 - (2) 平成16年度新規・重要事業等の実施状況について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について
20人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部精神保健福祉課障害者企画・支援費班）
（電話 096-383-1111 内線 7150）

熊本県教育委員会公告第38号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月13日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
デジタル印刷機 1式
 - (2) 借入物品の規格、品質、数量等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成16年11月1日から平成21年10月31日まで
 - (4) 納入期限
平成16年11月1日（月曜）
 - (5) 納入場所
熊本県教育庁体育保健課
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。